

第五十八号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例
 江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一小学校の部中

「同 鹿骨小学校 同 鹿骨六丁目三番五号

同 鹿骨東小学校 同 鹿骨三丁目七番一号」を

同 松本小学校 同 鹿骨六丁目九番一号」

「同 鹿骨松本小学校 同 鹿骨六丁目三番五号」に改める。

同 鹿骨東小学校 同 鹿骨三丁目七番一号」

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針に基づき、江戸川区立鹿骨小学校と江戸川区立松本小学校を廃止し、統合校として江戸川区立鹿骨松本小学校を設置する必要があるので、本案を提出いたします。